

米国大統領選・各候補者の税制改革案と選挙後の税制改正議論の見通し

October 30, 2020

In brief

米国では現地時間 2020 年 11 月 3 日(火)に大統領選・総選挙が行われます。大統領選では共和党で現職のドナルド・トランプ大統領と民主党のジョー・バイデン氏が争うほか、上院で約 1/3 議席・下院で全議席が改選の対象となります。本ニュースでは、大統領選各候補者の税制改革案の概要と、選挙後の税制改正議論の見通しについてお伝えします。

In detail

両候補者の税制改革案の概要

- トランプ大統領は、2017 年税制改正(いわゆる TCJA、Tax Cuts and Jobs Act)における個人所得税減税(殆どが 2025 年で失効)について恒久化を行うことを提案しています。加えて、2019 年には、中低所得層の個人および法人に対して追加の減税を行う意向を示しており、政権内部からは連邦法人税率(21%)の更なる引下げが含まれる可能性が示唆されています。
- バイデン氏は、高所得者および法人への増税を含む幅広い税制改革案を提示しており、増税から生じる歳入増を中低所得者層への減税措置および国内製造業促進やインフラ投資等の財政支出へ充当する意図を示しています。法人税では、①連邦法人税率の 28%への引き上げ、②全世界ベースの会計上利益に対する代替ミニマム税、③国内製造活動への回帰を促す特別措置(GILTI 合算課税の強化を含む)、④特定業界向けの特別措置(不動産業、金融業、クリーンエネルギー関連等)が含まれています。
- 両候補者の税制改革案の比較については下記図表をご参照ください。

選挙後の税制改正議論の見通し

- 大統領選でバイデン氏が勝利し、かつ、総選挙で民主党が上院過半数を奪回し下院過半数を維持した場合には、バイデン氏の税制改革案が実現へ動く可能性が高くなります。
 - 接戦州の多い上院(現議席は共和党 53、民主党 47)の選挙結果がキーポイントとなるものと考えられます。
 - ただし、実際の増税規模およびタイミングについては、最優先の政策課題となっている新型コロナ対策の追加経済措置の内容やその後の景気動向を踏まえての判断となるものと考えられます。また、民主党が上院過半数を奪回したとしても僅差の場合には、保守派を含む全民主党上院議員の賛意を得られない改正項目については修正・廃案となる可能性があります。
- また、バイデン氏勝利の場合、総選挙結果の如何にかかわらず、トランプ政権下で実施された各種規制・行政措置について重要な変更が生じる可能性があります。

- 大統領選でトランプ氏が勝利した場合には、現在のいわゆる「ねじれ国会」(民主党が下院過半数、共和党が上院過半数)が続く可能性が高いと見込まれています。但し、その状態であっても、2017年税制改正に関連する立法措置やOECDデジタル課税プロジェクトへの対応としての立法措置が行われる可能性があります。

税制改革案比較

項目	現行法	トランプ氏提案	バイデン氏提案
法人税			
連邦法人税率	21% (2018年以降開始課税年度)	変更なし (政権関係者は、21%から引下げる提案を行う可能性を示唆)	28%に引き上げ
会計上利益への課税	なし	変更なし	全世界ベースの会計上利益に対する15%の代替ミニマム税(外税控除あり、欠損金繰越あり)
特定業種への課税	各種の特別措置	変更なし	化石燃料に係る一定の優遇措置を廃止 処方薬広告の控除を廃止 不動産業に係る一定の優遇措置を廃止(同種交換、賃貸用住居の加速度償却等) 資産\$50B超の金融機関の一定の負債額に対する税負担(financial fee)を創設
エネルギー関連	再生可能エネルギーや再生可能燃料に係る投資税額控除等	再生可能エネルギー関連の投資税額控除を廃止	二酸化炭素吸収・使用・貯留に係る優遇措置を拡大 エネルギー技術のアップグレード、スマートメーターその他 の商業用ビルにおける排出量減少連投投資への控除を拡大
パスルー事業体	2017年税制改正により個人がパスルー事業体を通じて稼得した所得に係る20%控除を創設(2025年に失効)	2017年税制改正を2026年以降も恒久化	\$400,000超の所得層については20%控除をフェーズアウト
税務上の被雇用者の範囲	管理支配関係に関する全ての事実関係に基づき個別に認定	変更なし	税務上の被雇用者として扱うべき委託業者に関する判定に誤りがあった場合の罰則を強化

項目	現行法	トランプ氏提案	バイデン氏提案
国内回帰を促進する税制上の措置	特になし	中国から米国へ製造施設を移転させた米国企業への税額控除を創設	オフショア付加税の創設: 米国法人が米国内顧客に対する国外製造品の販売(あるいは国外役務の提供)を通じて得た利益に対する10%付加税 メイド・イン・アメリカ税額控除の創設: 米国内雇用を生み出す投資(既存の設備の再生/再装備や、雇用拡大につながる製造活動を拡大あるいは国内回帰する場合を含む)を行った法人に対する10%税額控除 米国内で重要な製品(critical products)を製造する法人への優遇措置 製造業地域への新たな優遇措置(new manufacturing communities tax credit) 米国内での医薬品製造への優遇措置 雇用や製造活動を国外移転させた場合の費用控除制限
CFC 税制	CFC の一定の所得(Subpart F 所得)に対し税率 21%で合算課税(税額控除適用可能)されるほか、CFC 全体の一定の超過利益(GILTI)に対し実効税率 10.5%(50%特別控除後)で合算課税(税額控除を 80%まで適用)	変更なし	GILTI 合算に係る特別控除を 50%から 25%へ引き下げ(GILTI 合算課税の実効税率(税額控除前)を 10.5%から 21%へ引き上げ) GILTI 合算所得計算上の 10%QBAI 控除を廃止 全世界ベース計算から国別計算へ移行(異なる国にある CFC 間での損失や税額控除の流用を規制)
個人所得税			
個人所得税率	2017 年税制改正により最高税率減(2025 年に失効) 7 段階累進税率(10%, 12%, 22%, 24%, 32%, 35%, 37%)	2017 年税制改正を 2026 年以降も恒久化	所得\$400,000 超の個人については 2017 年税制改正以前の税率(最高税率 39.6%)を適用
長期キャピタルゲイン・適格配当	20%で課税	変更なし (トランプ氏は 15%へ引下げる提案を行う可能性を示唆)	所得\$1M 超の個人については通常税率で課税 一定の富裕層について死亡時の未実現キャピタルゲインに対し時価評価課税
標準控除(standard deduction)	2017 年税制改正により拡大(2025 年に失効) 2020 年は単独申告の場合\$12,400、共同申告の場合\$24,800	2017 年税制改正を 2026 年以降も恒久化	変更なし

項目	現行法	トランプ氏提案	バイデン氏提案
項目別控除 (itemized deduction)	2017 年税制改正により各種制限を撤廃。州税額の項目別控除に関しては\$10,000 が上限(2025 年で失効)	2017 年税制改正を 2026 年以降も恒久化	所得\$400,000 超の個人については項目別控除の上限(調整課税所得の 3%)を復活 項目別控除の税効果を 28% に制限
エネルギー関連税額控除	エネルギー関連税額控除や電気自動車関連の税額控除の適用あり	電気自動車やエネルギー効率化住居に係る税額控除を廃止	電気自動車に係る税額控除を維持。 太陽光関連投資税額控除やエネルギー効率化住居に係る税額控除を復活
その他の税額控除	各種税額控除	一定の奨学金(Education Freedom Scholarship)を行う組織に対する寄附金に係る税額控除を創設	家族介護者費用に係る税額控除(family caregiver credit)の創設 勤労所得税額控除(ETC)を 65 歳以上で扶養家族を持たない個人へ拡大 学生ローンに係る債務免除益を所得から除外 ベビーシッター費用に係る税額控除(child care credit)を拡大 住居所有者・賃貸者および住居のリノベーションに係る税額控除を拡大
他の項目			
遺産税 (estate tax)	最高税率 40%(2017 年税制改正により生涯免除額を倍増。2020 年の生涯免除額は\$11,580,000) 遺贈の場合は税務簿価が時価へとステップアップ・ダウ	2017 年税制改正(生涯免除額の倍増)を 2026 年以降も恒久化	一定の富裕層につき死亡時に未実現キャピタルゲインに課税 遺産税・贈与税について 2009 年改正時の税負担へ回帰
賃金税 (payroll tax)	年間調整賃金上限額(2020 年は\$137,700)までの所得に対して税率 12.4%で社会保障税を適用	変更なし (2020/9/1 から 2020/12/31 までの賃金税については納税者の選択により納税猶予とする特別措置あり)	\$400,000 を超える部分の所得に対して社会保障税を適用
退職貯蓄 (retirement plans)	401(k)および適格退職口座(IRA)への拠出金(2020 年はそれぞれ年間\$19,500/\$6,000 が上限)につき、選択により課税繰延が認められる	変更なし	中所得者層への 401(k)および IRA の課税繰延措置を拡大 年金および 401(k)を持たない従業員の IRA への加入を義務付け

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

米国タックスデスク

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

パートナー

山口 晋太郎

パートナー

内山 直哉

パートナー

大和 順子

ディレクター

小林 秀太

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。